平成17年10月1日施行

- 1 第1グラウンドの利用については、授業及び大学公認クラブ、及び高校で認められた 課外活動の使用をその対象とする。
- 2 利用クラブ責任者は、事前に構築物借用願をスポーツセンター事務室へ提出し、学生 部長の許可を得なければならない。
- 3 授業で使用する場合は、事前にスポーツセンター事務室へ届出を行わなければならない。
- 4 用具の借用を必要とする場合には、利用責任者はスポーツセンター事務室(または体育館事務室)に申請し、許可を得なければならない。この場合、学生証の提示を必要とする。
- 5 本グラウンド内で火気を使用してはならない。
- 6 本グラウンド内へ薬品、油剤などを持ち込んではならない。
- 7 本グラウンド内へ車両の乗り入れをしてはならない。
- 8 本グラウンド内で喫煙、飲食をしてはならない。
- 9 夜間照明を使用した場合には、必ず利用責任者が確認を行ない、消灯しなければならない。
- 10 その他本グラウンド利用については、利用者は、大学の配布する「使用上の手引き」の注意事項を遵守しなければならない。
- 11 使用中に施設及び用具を破損した場合、スポーツセンター事務室へ届け出て指示を受けなければならない。故意または過失により施設及び用具を破損した場合には、相当の 弁償を行わなければならない。
- 12 利用に関する諸規定につき、故意または過失によって違反した者またはクラブには学生委員会の議を経て使用を禁止することができる。

附則

この内規は、平成17年10月1日から施行する。